

三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、エネルギー・食料品価格等の高騰による厳しい経営環境が続く中であっても、一定水準以上の賃金引き上げを行う町内事業者を支援することで、町内事業者の設備投資、人材育成等を支援し、事業拡大と持続的な賃金の引き上げによる地域経済の好循環を実現していくことを目的として交付する。

(本交付金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる要件を満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、別表の第2欄に定める区分に応じた額とする。

3 本交付金の交付回数は、1回限りとする。

(交付申請)

第4条 本交付金の交付を受けようとする者は、令和9年2月1日までに、三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を町長へ提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号までに掲げる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 賃金引上げ実績計算書（様式第2号）

(2) 賃金等の引き上げ額が確認できる書類

(交付決定等)

第5条 町長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金交付決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知をし、本交付金を口座振込により交付する。

(実績報告等)

第6条 規則第17条の規定による実績報告及び規則第20条の規定による支払の請求は、交付申請書の提出をもってこれに代える。

(額の確定)

第7条 規則第18条の規定による補助金等の額の確定は、第5条の通知をもってこれに代える。

(規則との調整)

第8条 規則第27条の規定により、本交付金の交付申請、交付決定、実績報告及び額の確定に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱に定めるところによる。

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年6月10日から施行し、令和8年度事業について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定があった本交付金に対しては、この要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

1 交付対象者	2 本交付金の額		
<p>町内に事業所を有する事業者（常時使用する従業員がある個人事業主を含む。）であって、次に掲げる要件を全て満たす者。</p> <p>(1) 令和5年10月以降で申請者が任意で設定する賃金引上げ前の連続3か月（以下「基準期間」という。）の従業員等(注1)一人当たりの平均給与支給月額を基準として、賃金引上げ後の連続3か月（以下「比較期間」という。）の従業員等一人当たりの平均給与支給月額を2%以上引上げ、かつ、当該平均給与支給月額を本交付金申請時点の従業員等一人当たりの平均給与支給月額が下回らないこと。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 宗教上の組織又は団体</p> <p>イ 三朝町暴力団排除条例（平成24年三朝町条例第14号）に規定する暴力団員等</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、本交付金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者</p>	<p>本交付金の額は常時使用する従業員数(注2)に応じて次のとおりとする。</p>		
<p>常時使用する従業員数</p>	<p>平均給与支給月額の上昇率が2%以上3%未満の場合</p>	<p>平均給与支給月額の上昇率が3%以上の場合</p>	
<p>1人</p>	<p>30,000円</p>	<p>60,000円</p>	
<p>2人から4人まで</p>	<p>50,000円</p>	<p>100,000円</p>	
<p>5人から10人まで</p>	<p>100,000円</p>	<p>200,000円</p>	
<p>11人から20人まで</p>	<p>200,000円</p>	<p>300,000円</p>	
<p>21人から30人まで</p>	<p>300,000円</p>	<p>400,000円</p>	
<p>31人から50人まで</p>	<p>400,000円</p>	<p>500,000円</p>	
<p>51人以上</p>	<p>500,000円</p>	<p>600,000円</p>	

(注1) 従業員等は町内の事業所において雇用する者のうち、役員を除いた正規雇用者、非正規雇用者、短時間労働者（パート等）、派遣労働者等を含めるものとし、基準期間の始期から比較期間の終期までの期間（以下「確認期間」という。）中に退職、新たに雇用、派遣終了又は新たに派遣を受け入れた者は、算定から除外するものとする。

(注2) 常時使用する従業員数は、町内の事業所において雇用する者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく予め解雇の予告を必要とする者の数とし、本交付金交付申請書の提出日時点の人数によること。

三朝町長 様

申請者 住所又は所在地

氏 名

印

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金交付申請書

標記交付金を受けたいので、三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金交付要綱（令和 8 年三朝町告示第 88 号）第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付事業等の名称	三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援事業	
交付申請額	円	
従業員数	人 (本申請書提出日時点で町内に有する事業所内で常時使用する従業員数)	
平均給与支給月額	(比較期間) 円	(申請時点) 円
添付書類	1 賃金引上げ実績計算書 (様式第 2 号) 2 賃金等の引き上げ額が確認できる書類 ※基準期間及び比較期間並びに申請時点の平均給与支給月額の算定根拠資料 (賃金台帳の写し等 (任意様式。直接雇用ではない派遣労働者については、派遣元との契約及び支払、個別派遣労働者の勤務実績に関する資料等)) 及び組織体制・従業員等の数・配置を示した資料 (任意様式) 3 その他	

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 (支所) 出張所
預金の種別 (フリガナ)	普通 ・ 当座	口座番号
口座名義		

賃金引上げ実績計算書

事業者名	
事業名	三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援事業

	基準期間 (賃金引上げ前)	比較期間 (賃金引上げ後)	申請時点
賃金引上げの確認期間 ※任意の3か月	令和 年 月 ～ 年 月	令和 年 月 ～ 年 月	令和 年 月 ※申請前の直近1ヶ月
給与支給総額 ※上記期間の合計金額	(A) 円	(A') 円	(A'') 円
平均給与支給月額	(B) ※(A) ÷ 3 円	(B') ※(A') ÷ 3 円	
従業員等数	(C) 人	(C') 人	(C'') 人
従業員等一人当たりの 平均給与支給月額	(D) ※(B) ÷ (C) 円	(D') ※(B') ÷ (C') 円	(D'') ※(A'') ÷ (C'') 円

賃金引上げ率
(E) ※[(D') - (D)] ÷ D
%

※小数点以下は切り捨てること。

※(A)、(A')の給与支給総額、及び(C)、(C')を算定する従業員等には、役員を除いた正規雇用者、非正規雇用者、短時間労働者（パート等）、派遣労働者等を含めるものとし、確認期間中に退職、新たに雇用、派遣終了又は新たに派遣を受け入れた者は、算定から除外するものとする。

※(A)、(A')の給与支給総額は、(C)、(C')に記載した従業員等に対して直接支給する給与等（賃金・手当）とし、事業主が負担する社会保険料等は除く。なお、直接雇用ではない派遣労働者の場合は、(C)、(C')に記載した派遣労働者について、派遣元に支払う費用の総額とする。

※(E)が2%未満の場合は、交付対象者としなない。

※(D'')が(D')未満の場合は、交付対象者としなない。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

三朝町長

印

三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三朝町持続的な賃上げに伴う事業者支援交付金について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円